

〔 移動式クレーン 等 〕 使用届 車両系建設機械

事業所の名称 _____ 一次会社名 _____
 所持込会社名 _____
 所長名 _____ 殿 (次) _____
 代表者氏名 _____
 電 話 _____

このたび、下記機械等を右の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
 なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名			代表者名				
機 械	名 称	メーカー	規格・性能	製造年	管理番号 (整理番号)		
	持込年月日	年 月 日	使用場所	自社・リースの区分			
搬出予定年月日	年 月 日	自 社 ・ リース					
運 転 者 (取 扱 者)	氏 名		資格の種類				
	自有 主効 検期 査限	定 年次 期 月次 特 定	年 月 日 年 月 日 年 月 日	移動式クレーン 等の性能検査有 効期限	年 月 日	自 動 車 検 査 証 有 効 期 限	年 月 日
任 意 保 険	加入額	対人	千円	搭乗者	千円	有効期限	
		対物	千円	その他	千円	年 月 日	
接触防止措置等							
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項							
元請確認欄			受付番号		受付確認者		
担当者					年 月 日		

持込時の点検表

所有会社名			代表者名					
移動式クレーン等			車両系建設機械等					
点検事項	点検結果		点検事項	点検結果				
	(a)	(b)		(a)	(b)			
A クレーン部 (上部旋回体)	安全装置	巻 過 防 止 措 置		D 安全装置	旋 回			
		過 負 荷 防 止 装 置			バ ス ケ ッ ト			
		フックのはずれ止め			ブ ー ム ・ ア ー ム			
		起 伏 制 御 装 置						
		旋 回 警 報 装 置						
	制御装置・作業装置	主 巻 ・ 補 巻			E 作業装置	警 報 装 置		
		起 伏 ・ 旋 回				ア ウ ト リ ガ		
		ク ラ ッ チ				ヘ ッ ド ガ ー ド		
		ブ レ ー キ ・ ロ ッ ク				照 明		
		ジ ブ				操 作 装 置		
	その他	滑 車				バ ケ ッ ト ・ ブ レ ー ド		
		フック・バケット				ブ ー ム ・ ア ー ム		
		ワイヤーロープ・チェーン				ジ ブ		
		玉 掛 用 具				リ ー ダ		
		操 作 装 置				ハンマ・オーガ・パイプロ		
B 車両部 (下部走行体)	走行部	性 能 表 示		F 走行部		油 圧 駆 動 装 置		
		照 明				ワイヤロープ・チェーン		
		ブ レ ー キ				つ り 具 等		
		ク ラ ッ チ				滑 車		
		ハ ン ド ル				ブ レ ー キ		
	安全装置等	タ イ ヤ			G 電気装置	駐 車 ブ レ ー キ		
		ク ロ ー ラ				ブ レ ー キ ロ ッ ク		
		警 報 装 置				ク ラ ッ チ		
		各 種 ミ ラ ー				操 縦 装 置		
		方 向 指 示 器				タ イ ヤ ・ 鉄 輪		
	C ゴンドラ	前 後 照 灯				H その他	ク ロ ー ラ	
		左 折 プ ロ テ ク タ ー					配 電 盤	
		ア ウ ト リ ガ					配 線	
		昇 降 装 置					絶 縁	
		ベ ッ セ ル					ア ー ス	
D ゴンドラ	後 方 監 視 装 置		H その他					
	突 り よ う							
	作 業 床							
	昇 降 装 置							
E ゴンドラ	電 気 装 置							
	ワイヤ・ライフライン							
(a) 点検日	年 月 日	点検者	(b) 点検日	年 月 日	点検者			
	.			.			.	

- 機 械 名
- (1) クレーン
 - (2) 移動式クレーン
 - (3) デリック
 - (4) エレベーター
 - (5) 建設用リフト
 - (6) 高所作業車
 - (7) ゴンドラ
 - (8) ブル・ドーザー
 - (9) モーター・グレーダー
 - (10) トラクターショベル
 - (11) ざり積機
 - (12) スクレーパー
 - (13) スクレーブ・ドーザー
 - (14) パワー・ショベル
 - (15) ドラグ・ショベル
(油圧ショベル)
 - (16) ドラグライン
 - (17) クラムシェル
 - (18) バケット掘削機
 - (19) トレンチャー
 - (20) コンクリート圧砕機
 - (21) くい打機
 - (22) くい抜機
 - (23) アース・ドリル
 - (24) リバース・サーキュレーション・ドリル
 - (25) せん孔機
 - (26) アース・オーガー
 - (27) ペーパー・ドレン・マシン
 - (28) 地下連続壁施工機械
 - (29) ローラー
 - (30) クローラドリル
 - (31) ドリルジャンボ
 - (32) ロードヘッダー
 - (33) アスファルトフィニッシュャー
 - (34) スタビライザ
 - (35) ロードブレーナ
 - (36) ロードカッター
 - (37) コンクリート吹付機
 - (38) ボーリングマシーン
 - (39) 重ダンプトラック
 - (40) ダンプトラック
 - (41) トラックミキサー

(注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社)が下請の場合はその会社の代表者が所長に届出ること。
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へレ印を記入すること。
 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する。(転記の必要はなし)。
 4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から38まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。
 5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するとき